

徳島県及び高知県参議院合同選挙区選挙管理委員会告示第5号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第144条の2第5項の規定により、令和4年7月10日執行予定の参議院徳島県及び高知県選挙区選出議員選挙における候補者が同条第1項のポスター掲示場に同法第143条第1項第4号の3及び第5号のポスターを掲示することができる最初の日を次のとおり定めた。

令和4年6月17日

徳島県及び高知県参議院合同選挙区選挙管理委員会委員長

中田 丑五郎

令和4年6月22日